

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：33303

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K11930

研究課題名（和文）占領期の養護教諭構想に対するPHW看護課の介入 - GHQ文書による検証 -

研究課題名（英文）Intervention of the PHW Nursing Division on the Yogo Teacher Plan during the Occupation Period - Verification by GHQ document -

研究代表者

滝内 隆子 (TAKIUCHI, Takako)

金沢医科大学・看護学部・教授

研究者番号：10289762

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：終戦直後にCIEと文部省が実施した養護教諭の増員対策は戦前の養護訓導の増員対策の延長線上であったこと、養護教諭の職務内容はCIE・文部省はPHW・厚生省との検討内容を踏まえ、米国の学校保健とSchool Nurse制度を参考に小・中等学校の保健計画実施要領（試案）の中に「学校保健事業遂行の援助」などの15～16項目を提示したが、これらは戦中の「養護訓導執務規程要項」の延長線上として制定されたことを明らかにした。養護教諭の基礎資格は戦前の制度とは異なり基礎資格に看護婦免許が必須となり、看護婦免許取得者は所定単位取得後に保健婦免許取得者はそのまま養護教諭資格を認めることになったことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

占領期にGHQ/SCAPのCIE・文部省とPHW・厚生省との間で養護教諭の増員対策、職務内容、基礎資格についてどのような検討がなされ決定されたかその経緯を明らかにした点が学術的意義である。GHQ/SCAPのPHW看護課に焦点をあててGHQ文書を基に検証したのは本研究が最初である。社会的意義は戦前の世界に類をみない日本独特の教育職員としての養護訓導制度を全廃し、PHW看護課の主導によりアメリカのSchool Nurseの制度が導入されたことを明らかにしたことにより、今後の養護教諭の教育制度の有り方や多様化する学童の養護に自律的ないし独立的な権限を持って実施する職務内容の検討に寄与できる点である。

研究成果の概要（英文）：The School Nurse Employment Promotion Program implemented during the early post-war period by the Civil Information and Educational Section (CIE) and the Ministry of Education, Science, Sports and Culture (MESSC) was a perfunctory measure that followed the example of pre-war school health system called Yogo Kundo. Although the CIE and MESSC proposed 15 to 16 items like "Assistance of School Health Service Practice" as the duties of nurse-teachers in the Guideline for School Health Service Practice in Elementary/Junior-High Schools (Draft) issued according to the investigation by the Public Health and Welfare Section (PHW) and the Ministry of Health and Welfare (MHW) in reference with school health service and School Nurse System in the United States, we confirmed through our investigation that these proposals were based on the "School Health System Service Regulations Guideline" issued during the war.

研究分野：医歯薬学

キーワード：占領期 養護教諭 CIE PHW

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 第二次世界大戦終結後の占領期に、連合軍最高司令官総司令部(以下、GHQ/SCAP)民間情報教育局(以下、CIE)と文部省体育局は、養護教諭を戦後の著しい体位低下と疾病蔓延状態にある学徒の健康復興に最も寄与する教育職員として期待し、戦前と同様に高等女学校卒業程度以上の学歴を有していれば基礎資格として看護婦免許を有しない者も養護教諭とする制度を温存させ、「児童ノ養護ヲ掌ル」教育職員として文部省に属すと主張した<sup>1)</sup>。一方、公衆衛生福祉局(以下、PHW)は、戦前の養護訓導制度(養護教諭は戦前、養護訓導の名称であった)についてすべて廃止し、保健婦資格取得者を養護教諭にするべきであるが、それが不可能なら全員看護婦資格を持っていること、また、学校保健は厚生省に属すと主張した<sup>2)</sup>。

しかし、最終的には、占領期における養護教諭は、1947(昭和22)年「学校教育法」の公布の際、旧に復して主幹省を文部省とする「児童ノ養護ヲ掌ル」教育職員にしたが、基礎資格はGHQ/SCAPのPHWが主張した看護婦免許の取得を必須にすることになった<sup>3)</sup>。

(2) CIEと文部省は、1949(昭和24)年に「中等学校保健計画実施要領」及び「小学校保健計画実施要領」を作成し、その中に養護教諭の職務内容として「学校保健事業遂行の援助、学校身体検査の準備と援助、身体検査結果処理の計画と実行等」15項目を挙げた。しかし、15項目中の2項目以外は、すべて援助・助力・補助・助言という表現が使われていて、戦前の1942(昭和17)年の「養護訓導執務要項」における職務内容と比べると、自律的ないし独立的に処理し得る権限の少ないアメリカ流のSchool Nurseの職務内容に近くなった。

以上のような占領期の養護教諭構想にGHQ/SCAPのCIE及び文部省と、PHW及び厚生省との間でどのような検討がなされ決定されたかその経緯を明らかにした研究はない。特にGHQ/SCAPのPHW看護課(Nursing Affairs Section)に焦点をあててGHQ文書をもとに検証するのは本研究が最初である。

### 文献

- 1) 杉浦衛邦：養護教員の歴史，東山書房，201，1979。
- 2) 日本学校保健会編：学校保健百年史，第一法規出版，431，1974。
- 3) 同上1)，182-183。

### 2. 研究の目的

(1) 現在、養護教諭の養成制度には保健師免許を基礎資格として、教職教育及び養護の専門教育を行うもの、教員養成の中でその資格と同時に養護教諭の資格を与えようとするもの(この場合は必ずしも看護職の資格を必要としない)等の複数の養成制度があり、ますます複雑で多岐にわたる心身の疾病をもつ学童の増加に対応するためには、どの養成制度が最も望ましいか、またどのような職務が必要か議論されている。しかし、このことを議論するためにも出発点である占領期の養護教諭構想に関するPHW看護課の介入をGHQ文書をもとに検証することが必要である。

そこで占領期の養護教諭構想にGHQ/SCAPのCIE及び文部省と、PHW及び厚生省との間で養護教諭の増員対策、職務内容、基礎資格などについてどのような検討がなされ決定されたかその経緯を明らかにすることを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究では、占領期の中でも1946(昭和21)年2月1日に文部省体育局より「学校衛生刷新二関スル件」が通牒された前後から1951(昭和26)年「小学校保健計画実施要領」の試案が提示された期間を調査期間とする。

(2) この期間における GHQ/SCAP の PHW 看護課(Nursing Affairs Section)の Weekly Bulletin と Daily Journal に所収された Memorandum for Record を用いて“ Education for School Nurse ”, “ School Nurse ”, “ School Nursing ”, “ School Health ” に関する文書を選択し, PHW 看護課の養護教諭に関する意見を明らかにする。

(3) CIE と文科省が決定した新制度の養護教諭制度の中でも増員対策,基礎資格を含めた教育制度,職務内容に絞って PHW 看護課の介入内容を明らかにする。

#### 4. 研究成果

(1) 第二次世界大戦終結後,養護教諭<sup>註1)</sup>は著しい体位低下と疾病蔓延状態にある学徒の健康復興に最も寄与する教育職員として期待され,終戦直後から養護教諭の増員対策を CIE と文科省が実施した。占領期の 1946(昭和 21)年~1947(昭和 22)年に実施した内容は,児童生徒の健康復興を目的に養護訓導<sup>註2)</sup>の 1 校 1 名の設置を目指して,戦前の検定試験制度から試験科目中の「修身公民」を除いて再開すること,復員した養護訓導免許状所有者を採用すること,国民学校令による養護教員養成所を認可し養護教員を養成すること,養護教諭仮免許状制度を設けて資格取得のための養護教諭講習会を開催することであった。また,新たな学校教育法による養護教諭養成機関の設置と経済支援をすることであった。これらの実施内容は戦前の養護訓導の増員対策とほぼ同様であったことが明らかになった。これは GHQ/SCAP の基本的占領政策が,占領当初から,日本の教育の全般的かつ永続的な組織と改革については日本人自身によってなされるべきこと,強制は最小限にとどめことが望ましと了解されていたことにより,戦前の養護訓導の増員対策の延長線上に戦後の増員対策が CIE の指導と協力によって実施されたことを明らかにした。

#### (註)

1)養護教諭の名称は,1947(昭和 22)年 3 月 29 日「学校教育法(法律第 26 号)」でそれまで使用されていた「養護教員」から「養護教諭」に名称が変更された。

2)養護訓導の名称は,1941(昭和 16)年 3 月 1 日の「国民学校令(勅令第 148 号)」で統一された。それ以前は学校看護婦,学校衛生婦,養護婦など様々な名称で呼ばれていた。

(2) 占領期に CIE・文科省と PHW・厚生省で養護教諭の職務内容についてどのような検討がなされたか GHQ/SCAP の PHW Sheets, PHW Sheets, 日本側史料を用いて検討した。結果,養護教諭の職務内容については,PHW・厚生省は視察の結果, School Nurse は,学校保健計画に関与せず身体検査の補助,疾病予防,救急処置を中心に実施しており米国とは相違していたことから, CIE・文科省とも検討を重ね,わが国の養護教諭の職務内容を米国の School Nurse の職務内容と同様にしようとしたことが示唆された。CIE・文科省は,戦中の「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第 19 号)」の改正案,続いて新たな学校教育法に基づく「School Nurse の職務規程案」を作成したが,いずれも制定には至らなかった。最終的には CIE・文科省は, PHW・厚生省との検討内容を踏まえ,米国の学校保健と School Nurse 制度を参考に 1949(昭和 24)年に「中等学校保健計画実施要領(試案)」および 1951(昭和 26)年に「小学校保健計画実施要領(試案)」の中に,養護教諭を学校保健関係職員の一員として位置づけ「学校保健事業遂行の援助」や「学校身体検査の準備と援助」などの 15~16 項目を提示した。ただし,これらの職務内容は,戦中の「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第 19 号)」の延長線上として制定されたことを明らかにした。

(3) 占領期に CIE・文科省と PHW・厚生省で養護教諭の基礎資格についてどのような検討がなされたか GHQ/SCAP の PHW Sheets, PHW Sheets, 日本側史料を用いて検討した。結果,養護教諭の基礎資格について, CIE は甲種看護婦・保健婦・助産婦のいずれかの養成所卒業生とするとの見解を示した。一方, PHW 看護課は,養護教諭の養成は保健婦養成と同様に実施されるべきであり,甲種看護婦養成所卒業後,保健婦養成課程修了者とするとの見解を堅持し, CIE に対して PHW の見解を認識させ,また文科省には勧告等を実施した。最終的には,1947(昭和 22)年 3 月の教育基本法・学校教育法を踏まえて 1949(昭和 24)年 5 月の教育職員免許法に具体化された。その内容は,戦前の制度とは異なり基礎資格に看護婦免許が必須となり,看護婦免許取得者は所定の単位取得後に,保健婦免許取得者はそのまま養護教諭資格が認められることになったことを明らかにした。

(4) 占領期に GHQ/SCAP の CIE と PHW が養護教諭構想にどのように関与したかを明らかにするためには戦前の我が国の養護教諭の設置状況や職務内容を把握することが必要であると考え,岐阜県と富山市に焦点をあてて調査した。結果,養護教諭は学校看護婦,学校衛生婦,養護婦と呼ばれ,看護婦資格取得者が児童のトラホームや頭瘡の処置及び予防のために学校職員とし

て、又は市町村史員として雇用されていたことを明らかにした。また職務は主に身体検査の準備や介助、身体測定、洗眼、凍瘡の処置、外傷の処置など主に医療処置が中心であったが、次第に家庭訪問による家族への保健指導、児童への保健指導などの保健指導を実施するようになるが、保健指導の中心は担任が担っていたことを明らかにした。また、設置当初は看護婦資格取得者が養護訓導であったが、次第に訓導(教員)と養護訓導の両方の免許取得が増加していったことを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 滝内隆子, 小松妙子	4. 巻 66巻1号
2. 論文標題 占領期の職務内容に関するPHW・厚生省とCIE・文部省における検討内容	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本医学雑誌	6. 最初と最後の頁 59-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 滝内隆子・小松妙子	4. 巻 第32号
2. 論文標題 占領期の1946～1947年におけるCIEと文部省による養護教員の増員対策	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本看護歴史学会誌	6. 最初と最後の頁 51-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 滝内隆子・岡本千尋	4. 巻 第30号
2. 論文標題 富山市における学校看護婦の設置と職務内容 大正15年～昭和15年迄	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本看護歴史学会誌	6. 最初と最後の頁 46-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 滝内隆子・岡本千尋	4. 巻 第29号
2. 論文標題 学校看護婦の再教育-全国学校看護婦講習会に焦点をあてて-	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 日本看護歴史学会誌	6. 最初と最後の頁 49-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡本千尋・滝内隆子	4. 巻 第29号
2. 論文標題 岐阜県における学校看護婦の始まりとその経緯	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 日本看護歴史学会誌	6. 最初と最後の頁 88-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 滝内隆子・小松妙子
2. 発表標題 PHW看護課における養護教諭の職務内容に関する検討経緯
3. 学会等名 第32回日本看護歴史学学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小松妙子・滝内隆子
2. 発表標題 占領期における養護教諭の基礎資格に関する検討経緯 CIE・PHW文書より
3. 学会等名 第32回日本看護歴史学学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 滝内隆子・岡本千尋・小松妙子
2. 発表標題 占領期における養護教諭の資格等制定 - 1946～1947年のCIE文書から -
3. 学会等名 第31回日本看護歴史学学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡本千尋・滝内隆子・小松妙子
2. 発表標題 占領期の日本学校衛生と養護教諭の職務内容 CIE文書より
3. 学会等名 第31回日本看護歴史学会学術集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 滝内隆子
2. 発表標題 看護技術の歴史と展開 戦前と戦後の比較を通して
3. 学会等名 第16回日本看護技術学会学術集会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 滝内隆子・岡本千尋
2. 発表標題 富山市における学校看護婦の設置と職務内容
3. 学会等名 第31回日本看護歴史学会学術集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡本千尋・滝内隆子・留田由美
2. 発表標題 岐阜県における学校看護婦の普及状況と職務内容-昭和6年～15年まで-
3. 学会等名 第30回日本看護歴史学会学術集会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 滝内隆子・岡本千尋
2. 発表標題 学校看護婦の再教育-全国学校看護婦講習会に焦点をあてて-
3. 学会等名 第30回日本看護歴史学会学術集会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 滝内隆子・岡本千尋
2. 発表標題 学校看護婦の再教育
3. 学会等名 日本医史学会・日本薬史学会・日本獣医史学会・日本歯科医史学会・日本看護歴史学会・洋楽史学会合同例会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	岡本 千尋  (OKAMOTO Chihiro)  (40531223)	中部学院大学・看護リハビリテーション学部・講師   (33707)	
研究協力者	小松 妙子  (KOMATSU Taeko)  (20326078)	秀明大学・看護学部・教授   (32513)	